

No.27

2023.12.05



# 組合員の声

ある箇所で、箇所独自の通達により宿泊料が改定される事象が発生しました。

2021 年 9 月 10 日 - 宿泊料の実費精算について

宿泊費は原則として「素泊まり 7,000 円(税別)」までの現金立替とする。



いるのに、うちだけ**実費精算**って おかしくないですか?

組合員 A さん

## 労働協約の確認

労働条件に関する協約第416条(宿泊料)

会社は、組合員が宿泊料金の支払いを要する宿泊施設(以下「旅館等」という。)に 宿泊した場合に、国内は一泊当たり13,000円、海外は実費を宿泊料として支給する。 ただし、会社が経費を負担して宿泊した場合は、宿泊料を支給しない。

## POINT 労働協約とは

本社をはじめ他の箇所は

定額 13,000 円をもらって

労働組合単位で会社と締結したもの であり、就業規則や諸規程よりも優先 します。

社友会のような労働組合以外の組織 が締結することはできません。

## 申し入れの提出

2023 年 10 月 20 日 - 労働条件に関する協約の遵守を求める申し入れ

- ・宿泊料の実費精算に関する連絡文書が発出された経緯・経過を明らかにすること。
- ・安心して働ける職場と風通しの良い職場を構築するため、労働条件に関する協約を遵守すること。

## 連絡文書の発行

2023 年 12 月 1 日 - 宿泊料の取扱いについて

宿泊料は、一泊あたり 13,000 円の支給が原則であることを徹底すること。



R東新祖とともに安心して動ける・働きがいのある職場を作りましょう!